

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略） <u>平成25年9月25日 一部改正</u></p> <p>第1章 ～ 第7章（略）</p> <p>第8章 雑則 第33条 ～ 第36条（略）</p> <p>（質権又は譲渡担保の設定）</p> <p>第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 被保険者は、別に付した特約において重要資産等に含めた株式又は貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>3 日本貿易保険は、前2項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第38条 ～ 第41条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成25年10月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略）</p> <p>第1章 ～ 第7章（略）</p> <p>第8章 雑則 第33条 ～ 第36条（略）</p> <p>（質権又は譲渡担保の設定）</p> <p>第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 被保険者は、別に付した特約において重要資産等に含めた株式について質権を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>3 日本貿易保険は、前2項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第38条 ～ 第41条（略）</p>	